

広島県告示第二百五十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県縮景園及び広島県立美術館の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
	イズミテクノ・広島緑 地建設・広田造園共同 事業体 代表者 株式会社イズ ミテクノ代表取締役 本田雅彦	広島市西区商工セ ンター二丁目三番 一号	令和四年三月二三日	令和四年四月一日～ 令和九年三月三十一日